

## 「肝機能障害の評価に関する検討会」の開催について

障害保健福祉部企画課

### 1. 趣旨

身体障害者福祉法で定める身体障害と、肝機能障害の関係について検討を行う。

### 2. 開催状況

○第1回（10月27日）

主な内容

- ・ 肝機能障害について、専門家からのヒアリング

○第2回（11月17日）

主な内容

- ・ 関係団体ヒアリング
- ・ 肝機能障害について、専門家からのヒアリング

（参考）肝機能障害の評価に関する検討会構成員

氏名	所属及び職名
和泉 徹	北里大学医学部循環器内科学教授
岩谷 力	国立障害者リハビリテーションセンター総長
兼松 隆之	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 移植・消化器外科教授
田中 純子	広島大学大学院医歯薬学総合研究科 疫学・疾病制御学講座准教授
林 紀夫	大阪大学医学部附属病院長
原 茂子	虎の門病院 腎センター 健康管理センター（前部長）
八橋 弘	国立病院機構長崎医療センター 臨床研究センター治療研究部長
○柳澤 信夫	関東労災病院名誉院長

○：座長

障害者自立支援給付支払等システムについて(報酬改定関係)

- 平成21年4月の報酬改定に伴い、障害者自立支援給付支払等システムの改修を行うこととしているが、その際、国保連インターネットフェイスマイニステリア仕様書等についても一部変更が必要となる。このため、都道府県・市町村においてもシステム改修が必要となるため、ご留意願いたい。
- なお、
  - ・「インターネットフェイスマイニステリア仕様書(案)」については1月初旬  
(インターネットフェイスマイニステリア仕様書変更に係る概要…別添参照)
  - ・サービスクード表(案)については1月下旬
 を目途に各都道府県あて送付することとしている。
- また、当該システム改修に必要な経費については、基金事業の活用等により対応願いたい。
- 加えて、事業所において簡易入カソフト以外の市販ソフトにより請求情報を入力している場合は、当該市販ソフトの更新等が必要なため、その旨事業所へ周知願いたい。

(今後の予定)

	平成21年12月下旬	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月	平成21年4月	平成21年5月
国・ 国保中央会・ 国保連合会	【課長会議】 ・算定構造(案)の 提示 ・インターネットフェイスマイニステリア仕様書の変更について(概要)提示 ・システム改修開始	・インターネットフェイスマイニステリア仕様書(案)の提示 ・サービスクード表(案)の提示				【初旬】 システムリリース (中央会→連合会)
都道府県 ・市町村		・システム改修開始				

※現在、事業者に対し簡易入カソフトVer2.0への早期移行を促しているが、引き続き都道府県等より早期移行に関し周知願いたい。

## インタビュース仕様書変更に係る概要

(別添)

### 【基本的な考え方】

今回の報酬改定に伴うインタビュースの変更にあたっては、都道府県システム、市町村システム、事業所システム全体に影響が及び、かつ開発期間も短いことから、真に報酬改定対応に必要な最低限の内容にとどめることとする。

### 1 インタフェース仕様書の変更点に関するマトリクス

	共通編	都道府県編	市町村編	事業所編
コード追加	○	○	○	○
項目追加 ※1	×	○	×	×
設定内容変更 ※2	○	○	○	○

※1 項目追加とは、インタビュース仕様書中の各種フィールドに項目を追加することを意味する。

例) 事業所異動連絡票情報に「○○体制加算の有無」という項目を追加する。

※2 設定内容変更とは、既存の項目に対して設定する内容の変更が生じることを意味する。

※3 ○:影響あり、×:影響なし

### 2 各種インタビュース仕様書の変更点(概要) ※現時点で考えられる内容を整理したもの

- (1) 共通編について
 

今回の報酬改定に伴い、新たに支給決定が必要な加算が追加されること、算定構造上の人員配置区分が見直されることにより、共通編コーポー一覧に記載されているコードの加除を行う。
- (2) 都道府県編について
 

主として事業所台帳における項目の追加、設定値変更を行う。(今回追加される予定の各種加算において事業所の届出が必要なものについて、体制届出に関する項目追加や設定値変更を行う。)
- (3) 市町村編について
 

新たに支給決定が必要な加算が追加されることにより、受給者台帳の支給決定情報に設定する決定サービスコードを追加するため、設定値変更を行う。
- (4) 事業所編について
 

新たな加算が追加されることにより、主にサービス提供実績記録票情報の設定内容の変更が生じる。
- (5) その他
 

今回のインタビュース仕様変更に関しては、交換情報識別番号のカウントアップは行わずに異動年月日やサービス提供年月において新旧インタビュースの切り分けを行う。

## グループホーム・ケアホーム等に対する消防法令等の適用について

## (1) 消防法施行令の一部改正について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月1日に施行されることに伴い、別紙のとおり取扱いに変更が生じることとなるのでご留意願いたい。

具体的には、ケアホーム事業所を構成する個々の共同生活住居において、障害程度区分4以上の者が概ね8割を超える場合には、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備が必要となるとともに、延べ面積が275㎡以上の場合にはスプリンクラー設備の設置が義務付けられることとなる。

このほか、障害者支援施設のうち障害程度区分4以上の者が概ね8割以上のものや障害児の入所施設については、スプリンクラー設備は275㎡以上、自動火災報知器及び消防機関へ通報する火災報知設備は規模に関わらず設置が義務付けられることとなる。

これらの消防設備の整備については、既存のものは、平成24年3月末までの経過措置が設けられているところであるが、平成21年度においても、利用者の安全確保を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金等により優先的に国庫補助を行うとともに、延長・積み増しを行う障害者自立支援対策臨時特例交付金（障害者自立支援基盤整備事業）においても消防設備の整備を補助対象とする予定であるので、積極的にご活用いただきたい。

地域で障害者が自立して暮らせるようにするという障害者自立支援法の理念を実現していくためには、住まいの場の確保が必要であり、とりわけグループホーム及びケアホームの整備・拡充が重要となるが、今後は、消防関係機関とも調整を行いつつ、グループホーム及びケアホームの整備に努めていただくようお願いする。

※グループホーム・ケアホームに対する消防法令の適用については、グループホーム学会のホームページにQ&A等の情報が掲載されているので参考にされたい。

<http://www.gh-gakkai.com/index.html>

## (2) 都市計画法の一部改正について

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法の一部を改正する法律」（平成18年法律第46号）が平成18年5月31日に公布され、都市計画法の一部改正が行われたところである。

この改正により、開発許可制度の見直しが行われ、平成19年11月30日から、社会福祉施設等について開発許可を要する場合が生じたので、グループホーム、ケアホームその他社会福祉事業を開始するに当たっては開発許可担当部局と十分な連絡調整を図ることとされたい。

なお、国土交通省が定める開発許可制度運用指針（平成13年5月2日付け国土交通省国総民発第9号）においても、「社会福祉施設の開発許可については、開発許可担当部局と社会福祉施設担当部局との十分な連絡調整を図ることが望ましい」旨規定されていることを申し添える。

※参考：開発許可制度運用指針（国土交通省のホームページ）

[http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/kaihatu\\_kyoka/index.htm](http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/kaihatu_kyoka/index.htm)

消防法施行令改正(平成21年4月～)に伴う障害者関連施設に係る消防設備の設置義務

	対象施設 ※ アンダーライン部分は改正により追加。	スプリンクラー設備		自動火災報知設備		消防機関への通報装置	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
別表第6項(ロ)	<p>【入所施設(障害児・重度障害者)、ケアホーム(重度)】</p> <p>① 障害児施設(入所)</p> <p>② 障害者支援施設・短期入所・ケアホーム(障害程度区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)</p>	1000㎡以上 (平屋建てを除く)	275㎡以上	300㎡以上	全ての施設	500㎡以上	全ての施設
別表第6項(ハ)	<p>【上記以外(通所施設、グループホーム等)】</p> <p>① 障害児施設(通所)</p> <p>② 障害者支援施設・短期入所・ケアホーム(障害程度区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。)</p> <p>③ 身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、児童デイ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)、グループホーム</p>		6000㎡以上 (平屋建てを除く)	300㎡以上		500㎡以上	

※ 上記設備の設置に係る消防法施行令改正は、平成21年4月1日施行。ただし、既存施設は、平成24年3月末までの猶予期間が設けられている。

※ 旧法施設は、別表第1(6)項ロに「身体障害者更生援護施設(主として障害程度が重い者を入所させるもの)、知的障害者援護施設(入所)」、同項ハに「身体障害者更生援護施設(左記以外)、知的障害者更生援護施設(通所)、精神障害者社会復帰施設」が位置づけられている。

※ 上記設備のうち、消防法令上、設置が義務化されるものは、社会福祉施設等施設整備補助金、障害者自立支援基盤整備事業(都道府県基金事業)等により国庫補助。

# 地域生活支援事業関係等について

自立支援振興室

## 1 平成21年度地域生活支援事業費補助金執行における留意事項

### (1) 21年度予算の配分方法について

平成21年度予算案において、地域生活支援事業費補助金として、440億円を確保したところであるが、21年度予算の配分にあたっては、先般の社会保障審議会障害者部会の報告を踏まえ、地域の個別事情や地域生活支援事業として重点的に取り組む施策に配慮した配分がなされるように工夫する予定である。具体的には年明けの部局長会議等を通じてお示しすることを考えている。

### (2) 補助対象経費について

平成21年度における補助金の交付にあたり、補助金の効率的配分の観点から、補助対象経費の明確化を図ることとしており、例えば従来から自治体単独の補助制度で行われてきたものについて、補助対象経費として含まれないことを明示する予定である。これについても、具体的には年明けの部局長会議等を通じてお示しすることを考えている。

## 2 その他の留意事項

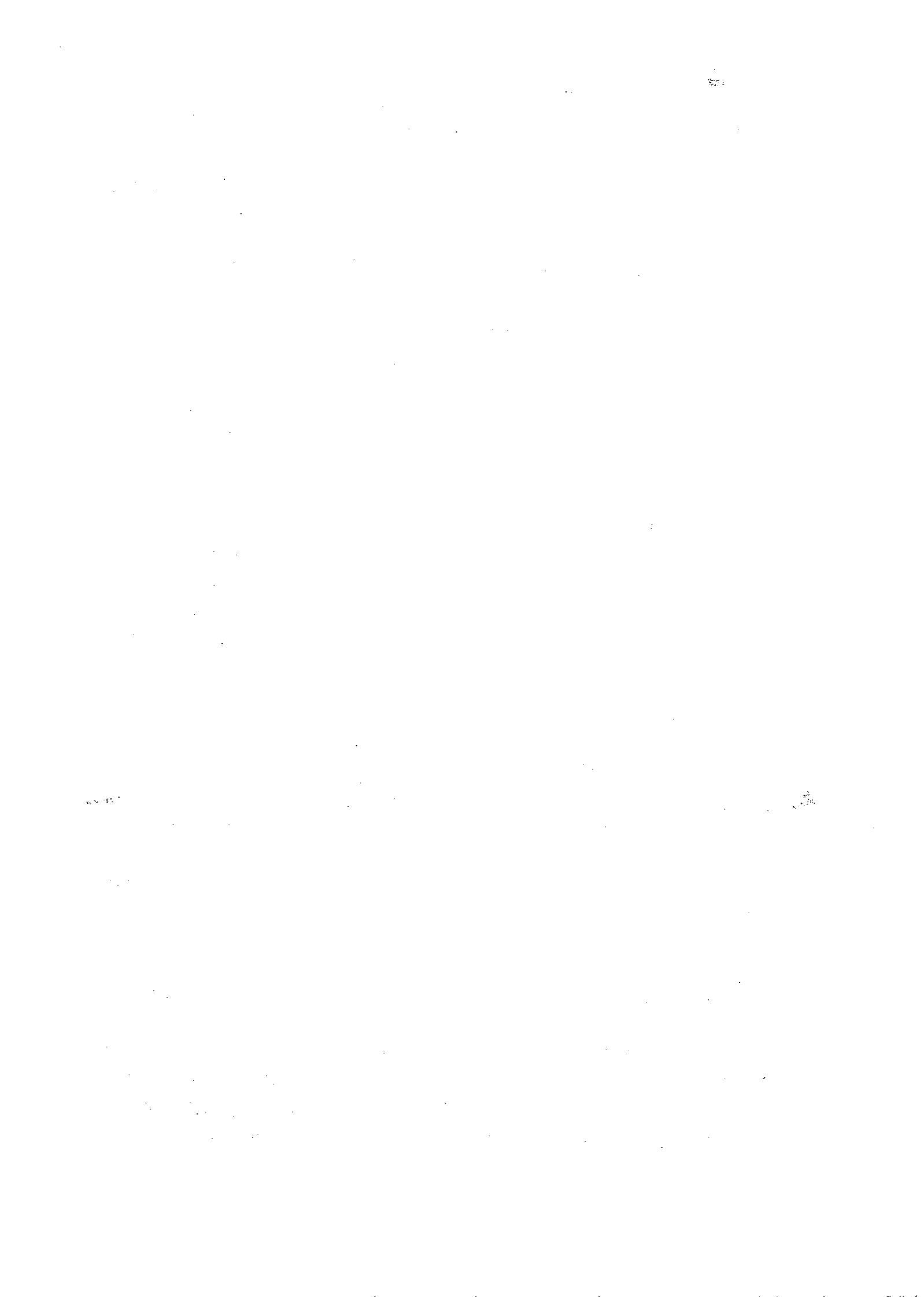
### (1) 移動支援事業や補装具費(補聴器)の支給の適正化について

本年度、一部の自治体で移動支援事業や補装具費(補聴器)の支給に不適切な事案が発生したことが判明したことから、適正な事業運営の確保をお願いしたい。

また、本件に関して、年明けの部局長会議等を通じて適正化のための具体的な方策をお示しすることを考えている。

### (2) 「低料第三種郵便に係る証明事務」について

「低料第三種郵便に係る証明事務」については、一部の障害者団体を利用して制度を悪用した広告会社等によるダイレクトメールの郵送が行われているとの報道がなされ、去る12月9日に事務連絡を発したところであるが、引き続き管内の団体への適切な指導を行っていただくとともに、新たに心身障害者団体であること等の証明に際しては、申請者である団体に対して心身障害者用低料第三種郵便制度の承認条件の適正遵守についての周知をお願いする。





平成20年12月25日  
国土交通省住宅局  
住宅総合整備課

平成21年度住宅関係予算（障害者関係部分抜粋）

【新規制度等 障害者等の居住の安定確保】

①高齢者世帯等に対する家賃債務保証制度の拡充 参考資料1

高齢者、障害者等の居住の安定確保を図るため、高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度の保証対象を拡充する。

②公営住宅等ストック総合改善事業等の拡充 参考資料2

公営住宅を活用したグループホーム事業等を支援するため、公営住宅をグループホーム等として利用するための改良工事を公営住宅ストック総合改善事業（地域住宅交付金（基幹事業））の助成対象に追加する。

③安心住空間創出プロジェクトに係る助成対象の拡充 参考資料3

安心住空間創出プロジェクトを推進するため、一定の要件を満たす公営住宅団地について、既設公営住宅等の除却費の助成要件を拡充するとともに、入居者の移転に要する費用を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

## 高齢者世帯等に対する家賃債務保証制度の拡充

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宣 (内線 39-313)

## 1. 目的

高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度の保証対象を拡充し、高齢者、障害者等の居住の安定確保を図る。

## 2. 内容

高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度について対象世帯及び滞納家賃に係る保証月数の見直しを行う。

## ①対象世帯

現行：高齢者（60歳以上）世帯、障害者（身体1～4級、精神1～2級、知的（精神に準ずる））世帯、子育て世帯（収入分位50%以下）、外国人世帯

改正：高齢者（60歳以上）世帯、障害者（身体1～6級、精神1～3級、知的（精神に準ずる））世帯、子育て世帯（収入分位50%以下）、外国人世帯

## ②滞納家賃に係る保証月数

現行：家賃の6ヶ月

改正：家賃の12ヶ月

## 公営住宅等ストック総合改善事業等の拡充

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宣 (内線 39-313)

## 1. 目的

予防保全的な維持管理や耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施により、公営住宅等ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげ、公営住宅等ストックの有効活用と効率的かつ円滑な更新を実現する。

また、公営住宅を活用したグループホーム事業等を支援し、障害者等の居住の安定確保及び自立支援等を図る。

## 2. 内容

- (1) 公営住宅等長寿命化計画策定に要する費用を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

※公営住宅等長寿命化計画に基づかない公営住宅等の改善事業及び建替事業への助成は、平成 25 年度までの措置とする。

- (2) 公営住宅等ストック総合改善事業に「長寿命化型」改善（公営住宅等の劣化防止、耐久性向上及び維持管理の容易化のための設備等の改善）を追加し、当該改善事業に要する工事費及び設計費を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

なお、「長寿命化型」改善については、平成 3 年度以降の年度の国の予算に係る補助金の交付を受けて整備されたものも対象とする。

- (3) 公営住宅ストック総合改善事業の「安全性確保型」（耐震性の確保に係るもの）における耐震診断及び耐震改修の設計に要する費用、耐震改修に伴う入居者の移転に要する費用（移転件数 1 件につき 171 千円を限度）及び仮住居等借上に要する費用（仮住居を借り上げる月数につき 12 月、仮住居 1 件につき 47 千円/月を限度）を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

- (4) 公営住宅をグループホーム等として利用するための改良工事費を公営住宅ストック総合改善事業（地域住宅交付金（基幹事業））の助成対象に追加する。

安心住空間創出プロジェクトに係る助成対象の拡充

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宣 (内線 39-313)

1. 目的

公営住宅団地の再整備に際して福祉・医療施設等の整備を促進し、高齢者等が安心して住むことができる安心住空間の創出を図る安心住空間創出プロジェクトを推進する。

2. 内容

再整備を行う公営住宅団地のうち、一定の要件を満たすものについて、公営住宅等整備事業（地域住宅交付金（基幹事業））の既設公営住宅等の除却費の助成要件を拡充するとともに、入居者の移転に要する費用を地域住宅交付金（基幹事業）の助成対象に追加する。

現 行	改 正
<ul style="list-style-type: none"> <li>既設公営住宅等の除却費。ただし、公営住宅等の建設等に係るものに限る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設公営住宅等の除却費。ただし、以下のイ又はロに係るものに限る。               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 公営住宅等の建設等</li> <li>ロ 公営住宅の用途の廃止に伴い生ずる土地における福祉施設、介護施設、医療施設、公的賃貸住宅等の整備（除却後に当該団地に公的賃貸住宅を整備するものに限る）</li> </ul> </li> <li>既設公営住宅の除却に伴う入居者の移転に要する費用。ただし、新たに整備される福祉施設、介護施設、医療施設等に供する土地に存する既設公営住宅の従前入居者に係る移転費用（移転件数一件につき、171千円を限度）に限るとともに、除却後に当該団地に公的賃貸住宅を整備するものに限る。</li> </ul>